

お 知 ら せ
令和6年3月29日

令和6年度診療報酬改定に係る歯科診療行為マスターの変更等について

○ マスターファイルの変更点等

現時点におけるマスターファイルの変更点並びに対応状況は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
3	歯科診療行為コード	新設、廃止及び変更	内訳は公表マスターの項番 1「変更区分」を参照。 3：新規 5：変更 9： 廃止 3月29日更新
7	告示番号 (項番)	告示番号(項番)の形式(最大バイト数)の変更 最大バイト数：3	形式(最大バイト数)を 「2」から「3」へ変更 3月21日更新
36 ～ 45	施設基準①～ ⑩	名寄せコードは今回の公表では未対応	3月29日更新
61	予備 看護職員処遇 改善評価料等	看護職員処遇改善評価料又は入院ベースアップ評価料を算定可能な診療行為であるか否かを表す。 0：「1」及び「2」以外の診療行為 1：看護職員処遇改善評価料等を算定可能な診療行為 2：看護職員処遇改善評価料等自体	特掲診療料第15部その他 に基づき追加 3月29日更新
62	予備 歯科外来・在宅 ベースアップ 評価料 (1)	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)を算定可能な診療行為であるか否かを表す。 0：「1」から「8」以外の診療行為 1：歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)(初診時)を算定可能な診療行為	P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)の追加に基づき追加 3月29日更新

項番	項目名	内容	備考
		2：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（初診時）自体 3：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（再診時等）を算定可能な診療行為 4：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（再診時等）自体 5：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（歯科訪問診療時）イを算定可能な診療行為 6：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（歯科訪問診療時）イ自体 7：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（歯科訪問診療時）ロを算定可能な診療行為 8：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（歯科訪問診療時）ロ自体	
63	予備 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）であるか否かを表す。 0：「1」及び「2」以外の診療行為 1：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）（初診又は歯科訪問診療）自体 2：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）（再診時等）自体	P101 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）の追加に基づき追加 3月29日更新

※ 公表順序番号については、再附番しております。